

# 第 8 章

## 防災指針

- |   |              |         |
|---|--------------|---------|
| ① | 防災指針の基本的な考え方 | P 1 7 0 |
| ② | 防災まちづくりの将来像  | P 1 7 1 |

1 防災指針の基本的な考え方

防災指針とは、コンパクトで安全なまちづくりを推進するために、都市機能や居住機能を誘導する上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針です。

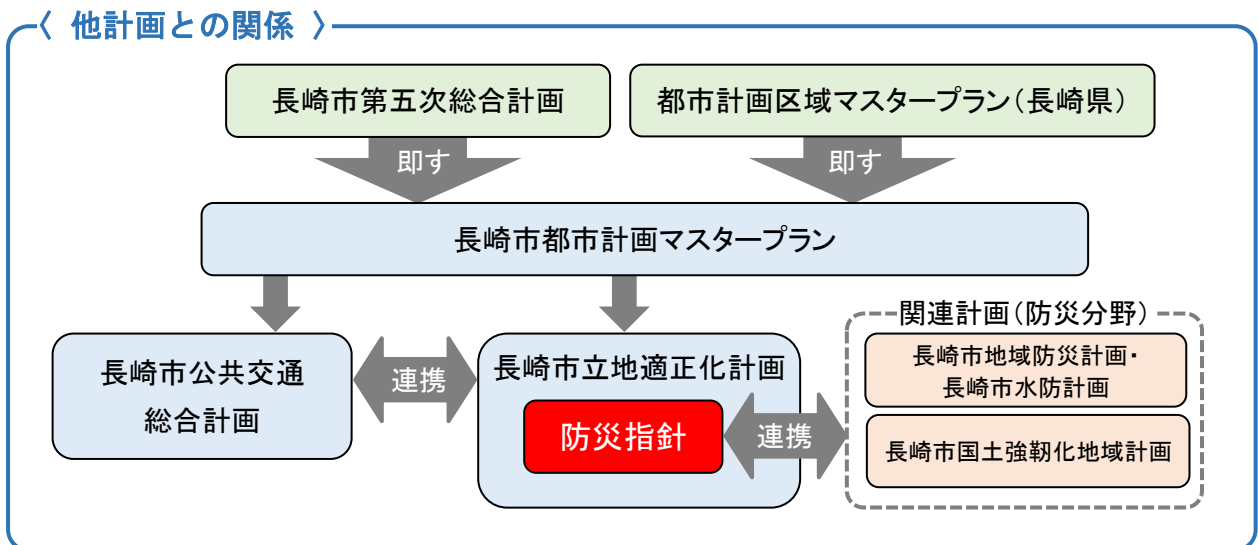
長崎市では、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等が広範囲に分布していることに加え、平地部においては、洪水または津波による浸水想定区域が指定されています。これらのうち、土砂災害特別警戒区域等の「災害レッドゾーン※1」については、都市機能誘導区域ならびに居住誘導区域（以下、「居住誘導区域等」とする）から除外することとしています。しかし、平地が少ない本市の地形的特徴や人口分布、都市機能の集積状況等を踏まえると、全てのハザードエリアを居住誘導区域等から除外することは現実的ではないことから、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等の「災害イエローゾーン※2」については、一部を居住誘導区域等に含めるとともに、災害時の生命維持に対するリスクを可能な限り回避あるいは低減させる取組を推進することが重要となります。

以上を踏まえ、本市の災害リスクを分析したうえで、居住誘導区域等の中に残存する災害リスクに対して、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むために防災指針を定めます。

なお、この防災指針は「長崎市都市計画マスタープラン」などとの整合を図るとともに、「長崎市地域防災計画・長崎市水防計画」及び「長崎市国土強靱化地域計画」等の関連計画（防災分野）と連携しながら、ハード・ソフトの両面から災害リスクの回避、低減に向けた具体的な取組を推進するものとします。

詳細な分析の内容や取組等については、別紙の「長崎市立地適正化計画－防災指針－」において整理します。

- ※1 災害レッドゾーン：土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- ※2 災害イエローゾーン：土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域



## 2 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりにおいては、災害リスクの分析やそこから得られる課題を踏まえ、地域の災害リスクを認識・共有したうえで、国、県、市、民間事業者、住民等が連携しながら、強靱な地域づくりにつながる総合的な施策を推進することが必要です。

本市における防災まちづくりの将来像は、地域防災計画・水防計画や国土強靱化地域計画と整合を図るとともに、立地適正化計画における都市づくりの目標を踏まえて、以下のように定めます。

